

日本学術会議・公開シンポジウム 「法獣医学の挑戦」

動物虐待と自治体の役割

新潟県動物愛護センター(技術専門員)

1. はじめに

警察庁の統計によれば、動物の愛護及び管理に関する法律(以下動愛法という。)第44条に定める動物殺傷、虐待、遺棄を含めた動物虐待等事犯は増加傾向にある。これらの犯罪は時に大きくセンセーショナルに報道され、行政や警察の対応について非難が寄せられることもある。

本シンポジウムでは、動物虐待に対し、自治体がどんな役割を果たすべきなのか、動物虐待等事犯に対し、行政機関がどのような対応をしているのかについて、新潟県を例に挙げて紹介したい。

2. 動物虐待に対する自治体の役割

動愛法での自治体の役割は、動物の愛護と適正な飼養に関し、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図ることである。また、動物の適正な飼養、保管について動物の飼養者等に対し指導することができ、動物虐待のおそれがある場合には、勧告、命令ができることとされている。一方地方自治法での自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとされている。

これらのことから、自治体の役割は動物虐待事件の取締りではなく、動物虐待が起らないよう虐待防止に向けた普及啓発を図り、適正な飼養について指導を行い、住民の福祉増進を目指すことと考える。

3. 動物虐待事案への自治体の対応

動物虐待事案の探知は、一般住民、開業獣医師、動物取扱業者等の従業員からの通報や職員が通常業務の中で発見するといった場合がある。対応としては、現地調査と事実確認、飼い主等への指導、当該動物の安全確保を行うとともに、調査の結果、動物虐待が強く疑われる場合は、適切に警察への情報提供を行う。

動物虐待事案の対応にあたっては、通報や相談を寄せた住民等の気持ちに沿った対応を心掛けるとともに、獣医師として動物虐待にあたるか否かの判断を行い、判断に苦慮する場合は、必要に応じて警察や大学、研究機関などの専門機関につなぐことが

重要である。

環境省では令和4年3月に「動物虐待等に関する対応ガイドライン」を策定し、自治体が動物虐待を探知した際の対応を行う上で必要となる基本的な考え方、基礎的知識、対応の流れなどを示している。

4. 新潟県における動物虐待事案対応の例

実際に新潟県動物愛護センターで対応した、猫の多頭飼育者の事例を紹介する。本事例は一人暮らしの高齢者が室内で35頭以上の猫を飼育し、糞尿が堆積したままになるなどネグレクト状態であった。改善の意思はあるものの、関係者の協力も得られず改善が進まなかったため、数か月後動物虐待の疑いもあるとして警察に協力を求めた。警察としては悪質性がなく動物虐待としての捜査はしないが、飼い主及び関係者への指導には協力することとなった。市役所とも協力し、飼育していたすべての猫50頭をセンターが引取り、本事案は解決した。

5. 最後に

自治体職員は動物虐待が起きないように普及啓発を図るとともに、虐待に至らないよう飼い主の指導をすることが一番の役割と考えている。そのうえで、獣医師として動物虐待にあたるかの判断も求められており、必要に応じて専門機関につなぐ、一次スクリーニングの役割も果たせるよう、法獣医学に基づく知識を深めていく必要があると思う。

【講演者略歴】

1988年 帯広畜産大学大学院修了

1988年-2024年 新潟県職員として県庁、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター等を歴任

2025年 現職